



2010年度 5月実施
金融窓口サービス技能検定・実技試験

3級
金融商品コンサルティング業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 13:30~14:30(60分)

注 意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の出題形式は、事例問題5題(三択択一式20問)です。
3. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 中途退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/telar/list/telar/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

— 解答にあたっての注意 —

1. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
2. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問20》までとなっています。
3. 解答は、解答用紙に記入してください。
4. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
5. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問4》）に答えなさい。

《設 例》

X金融機関Y支店に、個人顧客Aが来店し、資産運用相談担当者Bが対応することになった。

Aは、定年退職金の運用について、相談するために来店したとのことである。

また、Aは、今後、為替相場が円安/米ドル高に移行すると考えており、退職金の一部を米ドル建ての外貨定期預金で運用することを検討しているとのことである。

《問1》 Bは、Aに対して、外貨定期預金の一般的な留意事項等について説明した。Bの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「外貨定期預金の取扱通貨は、米ドルをはじめ、ユーロ、英ポンド、豪ドルなど、さまざまなものがありますが、取扱通貨によって為替手数料が異なりますので、ご注意ください」
2. 「外貨定期預金は、円貨定期預金とは異なり、預金保険制度による保護の対象ではありませんので、ご注意ください」
3. 「外貨定期預金は、銀行法上の特定預金等に該当し、個人のお客さまに対しては、商品性やリスクなどについて、窓口で直接ご説明しなければなりませんので、インターネット取引によってお申込みいただくことはできません」

《問2》 Bは、Aに対して、外貨定期預金の為替変動リスク等について説明した。Bの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「外貨定期預金の為替変動リスクを回避するために、先物為替予約を付ける方法があります」
2. 「外貨定期預金は、預入れ時よりも払戻し時に円高になった場合、元本割れとなるおそれがありますので、銀行法等により、初めてのお客さまには、必ず先物為替予約を付けて販売することになっております」
3. 「米ドル建ての外貨定期預金について、お手持ちの米ドルで預入れしていただき、満期時に米ドルで払戻しをしていただく場合には、米ドルベースでは為替変動リスクは生じませんが、外貨取扱手数料がかかることがあります」

《問3》 Bは、Aに対して、外貨定期預金の中途解約時の一般的な取扱いについて説明した。Bの説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 「外貨定期預金は、原則として、満期前に中途解約することはできませんが、やむを得ず中途解約される場合は、解約手数料として、預入日から解約日までの利息相当額がかかることが銀行法に規定されておりますので、あらかじめご了承ください」
2. 「外貨定期預金は、原則として、満期前に中途解約することはできませんが、やむを得ず中途解約される場合は、預金保険機構において所定の手続を行うことが必要になりますので、あらかじめご了承ください」
3. 「外貨定期預金は、原則として、満期前に中途解約することはできませんが、やむを得ず中途解約される場合は、当初約定された外貨定期預金利率は適用されませんので、あらかじめご了承ください」

《問4》 Aは、期間3カ月、年利3.2%の米ドル建て外貨定期預金に預け入れることにした。預入れ時の為替相場が、1米ドル当たり、T T S = 90円、T T B = 88円のとくに、90万円を米ドルに替えて預入れをして、3カ月後に満期解約し、米ドルを円貨に替えた。満期時の為替相場は、1米ドル当たり、T T S = 97円、T T B = 95円であった。この場合、Aが受け取る税引後の金額（円未満切捨て）として正しいものは、次のうちどれか（なお、計算期間は簡便的に月単位で行うものとする）。

1. 956,080円
2. 957,600円
3. 998,395円

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問5》～《問8》）に答えなさい。

《設 例》

X金融機関Y支店の資産運用相談担当者Aは、個人顧客Bから、「変額個人年金保険について興味があるので説明してほしい」と相談を受けた。

〔Bの要望等〕

- ・国内株式型・外国株式型・国内債券型・外国債券型をそれぞれ選択することができる商品に加入したい。
- ・受取年金額については、年金受取開始後の年金原資の運用を一般勘定に切り替え、受取総額を確定させたい。
- ・自己（B）を保険契約者（＝保険料負担者）・被保険者・年金受取人、Bの妻Cを死亡給付金受取人として、一時払い型の変額個人年金保険に加入する予定。なお、Bの推定相続人は妻Cのみである。

《問5》 Aは、Bに対して、変額個人年金保険の一般的な商品性等について説明した。Aの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「変額個人年金保険は、当金融機関が払込保険料を運用するのではなく、引受保険会社が株式や債券を中心とする特別勘定で運用します」
2. 「変額個人年金保険には、年金原資や年金受取総額について、最低保証されている商品はありません」
3. 「変額個人年金保険の据置（運用）期間中の運用収益については、年金受取時や解約時まで課税が繰り延べられます」

《問6》 Aは、Bに対して、変額個人年金保険に係るリスク等について説明した。Aの説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 「一般に、国内債券型は、国内株式型よりもローリスク・ローリターンとされています」
2. 「一般に、外国株式型は、国内株式型よりもローリスク・ローリターンとされています」
3. 「一般に、国内債券型および外国債券型のリスク・リターンは、同程度であるとされています」

《問7》 Aは、Bに対して、変額個人年金保険の年金受取方法について説明した。Aの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「確定年金を選択された場合、契約時に定めた年金受取期間中は、Bさまの生死に関係なく年金が支払われます。また、年金受取期間中にBさまがお亡くなりになられた場合、Cさまは、残りの受取期間に対応する年金、または、一時金を受け取ることができます」
2. 「保証期間付き終身年金を選択された場合、保証期間中はBさまの生死に関係なく年金が支払われます。また、保証期間が過ぎた後は、奥さまであるCさまが生存している限り、終身にわたり年金を受け取ることができます」
3. 「保証期間付き有期年金を選択された場合、保証期間中はBさまの生死に関係なく年金が支払われます。また、保証期間が過ぎた後は、Bさまが生存している限り、契約時に定めた年金受取期間中、年金を受け取ることができます」

《問8》 Aが、Bに対して、変額個人年金保険を勧誘する際に交付すべき書面について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. Aは、Bに対して、金融商品販売法に規定されている「勧誘方針」を交付する必要がある。
2. Aは、Bに対して、金融商品取引法に規定されている「有価証券報告書」を交付する必要がある。
3. Aは、Bに対して、「契約概要」および「注意喚起情報」が記載された契約締結前交付書面を交付する必要がある。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問9》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

X金融機関Y支店の資産運用相談担当者Aは、新規個人顧客Bから、投資信託について、興味があるので説明してほしいと相談を受けた。

早速、Aは、Bに対して、「顧客カード」の記入をお願いし、その後、投資信託が預金等と異なること、キャンペーン期間中の優遇、基準価額の動向などについて説明した（なお、X金融機関は、信託銀行ではないものとする）。

《問9》 Aは、Bに対して、日本証券業協会の自主規制規則によって作成が義務付けられている「顧客カード」について説明した。Aの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「Bさまとは初めてのお取引になりますので、こちらの『顧客カード』の各項目欄に従いまして、ご記入をお願いいたします。ただし、他の金融機関において、すでに『顧客カード』が作成されている場合には、他の金融機関に照会させていただきますので、ご記入いただく必要はありません」
2. 「Bさまとは初めてのお取引になりますので、こちらの『顧客カード』の各項目欄に従いまして、ご記入をお願いいたします。なお、Bさまの保有資産の状況につきまして、すぐにおわかりにならない場合には、後日でも差し支えありませんので、なるべく早期にご記入をお願いいたします」
3. 「Bさまとは初めてのお取引になりますので、こちらの『顧客カード』の各項目欄に従いまして、ご記入をお願いいたします。また、Bさまの投資経験につきましても、あわせてご記入をお願いいたします」

《問10》 Aは、Bに対して、日本証券業協会の自主規制規則に規定されている「預金等との誤認防止」の趣旨に則り、投資信託が預金等と異なることについて説明した。Aの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「投資信託は、預金等と異なり、預金保険制度による保護の対象ではございませんが、投資者保護基金による保護の対象となりますので、ご安心ください」
2. 「投資信託は、預金等と異なり、当金融機関が直接に資金を運用するわけではございませんので、ご注意ください」
3. 「投資信託は、預金等と異なり、元本が保証されておりませんので、ご注意ください」

《問11》 Aは、Bに対して、投資信託の購入を勧誘する際に、キャンペーン期間中の優遇等について紹介した。Aの発言として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「キャンペーン期間中に、所定の条件を満たして、投資信託をご購入いただければ、最大2,000円までキャッシュバックいたします」
2. 「キャンペーン期間終了後でも、所定の条件を満たして、投資信託とあわせて外貨預金をお申込みいただければ、Bさまだけに外貨預金の金利を上乗せいたします」
3. 「キャンペーン期間中に、所定の条件を満たして、投資信託をご購入いただければ、先着3,000名様に図書カード（1,000円分）を贈呈いたします」

《問12》 Aは、Bが特定の投資信託に興味を示したので、Bに対して、当該投資信託の基準価額の動向に係る今後の見通しについて説明した。Aの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「今後の見通しにつきましては、不確実な事項を含んでいるため、金融商品取引法上、いっさいお答えすることができませんので、あらかじめご了承ください」
2. 「某著名エコノミストが、雑誌等のメディアにおいて、遅くとも3カ月後には、当該投資信託の投資対象市場が回復に向かうと予測しておりますが、予測が当たるとはかぎりませんので、最終的な投資判断は、Bさまご自身で行ってください」
3. 「個人的には、まもなく景気が回復して、基準価額も上昇し始めるのではないかと思います。私の個人的な意見にすぎませんので、最終的な投資判断は、Bさまご自身で行ってください」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問16》）に答えなさい。

《設 例》

X金融機関Y支店の資産運用相談担当者Aは、投資信託の購入を検討している個人顧客Bから、金融商品取引法に規定されている「契約締結前交付書面」と「契約締結時交付書面」について、よくわからないので説明してほしいと照会を受けた。

なお、X金融機関では、投資信託を購入した顧客に対して、当該投資信託の内容を記載した書面を定期的に交付しており、かつ、当該顧客からの照会に対して、すみやかに回答できる体制が整備されているものとする。

《問13》 Aは、Bに対して、金融商品取引法に規定されている「契約締結前交付書面」の記載事項について説明した。Aの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「契約締結前交付書面には、投資信託のリスクやコスト（手数料等）について記載されています」
2. 「契約締結前交付書面には、投資信託に関する租税の概要は記載されていませんが、契約締結時交付書面には記載されています」
3. 「契約締結前交付書面には、投資信託の商品概要として、中途換金方法などについても記載されています」

《問14》 Aは、Bに対して、金融商品取引法に規定されている「契約締結前交付書面」の交付が不要とされる場合について説明した。Aの説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 「契約締結前交付書面に代えて、法定の記載事項をすべて記載している目論見書等をお客さまに交付させていただいている場合には、契約締結前交付書面の交付を省略させていただきます」
2. 「契約締結前交付書面は、原則として、個別の契約ごとに作成し、お客さまに交付させていただくことになっていますが、過去1年以内に、お客さまが当金融機関から同種の内容の投資信託の購入契約に係る契約締結前交付書面の交付を受けている場合には、契約締結前交付書面の交付を省略させていただきます」
3. 「すでにお客さまとの間で成立している投資信託の購入契約について、その一部を変更するととどまる内容の契約を締結する場合には、常に、契約締結前交付書面の交付を省略させていただきます」

《問15》 Aは、Bに対して、金融商品取引法に規定されている「契約締結時交付書面」の交付時期や目的などについて説明した。Aの説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 「契約締結時交付書面は、お客さまが、投資信託の購入契約をクーリング・オフ（書面による解除）するときに必要になります」
2. 「契約締結時交付書面は、投資信託の購入契約を締結した後、3カ月ほどで、お客さまのお手元に届きますので、あらかじめご了承ください」
3. 「契約締結時交付書面は、お客さまに、投資信託の購入契約の締結内容をご確認いただくために、お渡しさせていただいています」

《問16》 Aは、Bに対して、金融商品取引法に規定されている「契約締結時交付書面」の交付が不要とされる場合について説明した。Aの説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 「いわゆるノーロード型の投資信託をご購入いただいた場合には、契約締結時交付書面の交付を省略させていただいています」
2. 「収益分配金を再投資するタイプの投資信託では、再投資の都度の契約締結時交付書面の交付は省略させていただいています」
3. 「契約締結前交付書面を交付させていただく時期と、契約締結時交付書面を交付させていただく時期とが、時間的に近接している場合には、契約締結時交付書面の交付を省略させていただいています」

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問17》～《問20》）に答えなさい。

《設 例》

一般投資家である個人顧客Aが、X金融機関Y支店に来店し、資産運用相談担当者Bが対応することになった。

Aは、県内上位の製造業者であるZ株式会社（資本金額3億5,000万円、上場株式の発行会社ではない）の役員を務めていたが、昨年、同社を退職し、退職慰労金2,000万円をY支店において定期預金で運用している（なお、Aは、Y支店に普通預金口座も有しているが、Y支店との間で、預金取引以外の取引はない）。

Aは、当該定期預金を一部解約して、投資信託で運用することを検討しており、Bに相談するために来店したとのことである。

また、Aの説明によると、Aは、Z株式会社に勤務していた際、財務部門に10年以上在籍しており、株式投資やデリバティブ取引などの資産運用業務に携わった経験を有しているとのことである（なお、Z株式会社は、Y支店の取引先であり、融資取引などがある）。

《問17》 Aが、X金融機関Y支店に対して、金融商品取引法に規定されている「特定投資家」への移行を申し出ることができるかについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. Aは、10年以上、Z株式会社の資産運用業務に携わった経験を有するので、X金融機関Y支店に対して、「特定投資家」への移行を申し出ることができる。
2. Aは、1,000万円以上の預金残高を有するので、X金融機関Y支店に対して、「特定投資家」への移行を申し出ることができる。
3. Aが、10年以上、Z株式会社の資産運用業務に携わった経験を有し、また、1,000万円以上の預金残高を有するとしても、X金融機関Y支店に対して、「特定投資家」への移行を申し出ることはいできない。

《問18》 Z株式会社が、金融商品取引法に規定されている「特定投資家」に該当するかについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. Z株式会社は、上場株式の発行会社ではないが、資本金額が3億円以上であるので、「特定投資家」に該当する。
2. Z株式会社は、県内上位の製造業者であるが、そのことのみを理由にして、「特定投資家」に該当することはない。
3. Z株式会社は、株式投資やデリバティブ取引などの資産運用業務を行っているので、「特定投資家」に該当する。

《問19》 金融商品取引法において、「特定投資家制度」が規定されている趣旨等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 投資家を特定投資家と一般投資家に区分し、この区分に応じて金融商品取引業者等に行う行為規制の適用を行うことにより、規制の柔軟化を図るために、「特定投資家制度」が規定された。
2. 従前の証券取引法においても、同様の制度が規定されており、これを補完するために「特定投資家制度」が規定された。
3. 消費者契約法において、すでに同様の制度が規定されており、それを参考にして「特定投資家制度」が規定された。

《問20》 顧客が特定投資家である場合に、金融商品取引業者等への適用が除外される金融商品取引法上の行為規制について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、特定投資家に対して、投資信託などの金融商品を販売する場合、「適合性の原則」は、当該金融商品取引業者等に適用されない。
2. 金融商品取引業者等が、特定投資家に対して、投資信託などの金融商品を販売する場合、「契約締結前交付書面の交付義務」は、当該金融商品取引業者等に適用されない。
3. 金融商品取引業者等が、特定投資家に対して、投資信託などの金融商品を販売する場合、「断定的判断の提供等の禁止」は、当該金融商品取引業者等に適用されない。